

○宇和島市老朽危険空家除却補助制度の流れ

◆ 申込み

(1)事前調査の受付
(4月1日～4月30日)

(1)事前調査の受付

・様式第1号「宇和島市老朽危険空家除却事前調査申請書」に必要な添付書類を添えて建築住宅課に提出。

(2)事前調査

(2)事前調査

・申請物件が補助事業の対象となるか、担当職員が不良度判定基準等により、判定を行う。
・様式第2号「宇和島市老朽危険空家除却事業事前調査結果通知書」により申請者に報告を行う。

※受付件数は 30件。

(3)補助金の交付申請

(3)補助金の交付申請

・様式第3号「宇和島市老朽危険空家除却事業補助金交付申請書」を添付書類とともに建築住宅課に提出。
・書類審査を行い、様式第6号「宇和島市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書」により通知する。


◆ 解体工事

(4)契約の締結

(4)契約の締結

・交付決定通知書が届いたら解体業者と契約。業者は宇和島市内の業者(土木、建築、解体)に限る。

※契約日は、必ず交付決定日以降とすること。

※交付決定通知書が届く前に着工すると、補助金の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。 

(5)解体工事の着工

(5)解体工事の着工

・申請物件の解体工事を実施。着工前と工事中(分別解体等がわかるもの)、竣工時の工事写真を撮影すること。

※着工後、工事中止や変更がある場合には様式7号「宇和島市老朽危険空家除却事業変更(中止)申請書」の届出が必要。

(6)解体工事の竣工

(6)解体工事の竣工

・解体工事が完了したら、必ずご自身で直接現地確認を行うよう努めること。

(7)解体工事の支払い

(7)解体工事の支払い

・解体工事が完了したら、まず解体業者に工事費を支払い、領収書を受領。

◆ 補助金の受領

(8)事業完了報告
補助金交付確定通知
補助金の請求

(8)事業完了報告

・様式第10号「宇和島市老朽危険空家除却事業完了報告書」を添付書類と共に建築住宅課へ提出。

・書類を審査し、様式第11号「宇和島市老朽危険空家除却事業補助金交付額確定通知書」により通知する。

・通知後に補助金支払いの手続きを行う。

(9)補助金の受領

(9)補助金の受領

・様式第11号「交付額確定通知書」受領後に、様式第12号「宇和島市危険空家除却事業補助金請求書」を提出。

・指定口座へ補助金を振り込む。